

状緊急対応加算	められ、在宅生活が困難であると判断された利用者様に対し、緊急的な入所を受け入れた場合	200 円 (入所後 7 日に限り)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に対し、専門的に係る担当者を決め、受け入れを行った場合	1 日あたり 120 円
障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚、言語機能に障害がある、また、知的障害、精神障害をお持ちの入所者様が一定数以上入所されており、障害者生活支援員としての職務に従事する職員を配置した場合	1 日あたり 26 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士を一定割合以上配置している等の諸要件を満たした場合 (日常生活継続支援加算を算定している場合は加算されません。)	1 日あたり 22 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		1 日あたり 18 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		1 日あたり 6 円
外泊時費用	外泊や入院した場合であって施設に滞在していない日であっても、外泊の翌日から 6 日間は所定単位数に替えて外泊時費用が算定されます。	1 日あたり 246 円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	一定数認知症ご利用者がいる場合で、認知症に係る研修修了者が定期的に会議にて職員へ認知症介護の留意事項等を伝え、チームにて認知症ケアに取り組んだ場合	1 日あたり 3 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	入所者の褥瘡発生リスクを入所時、また、三月に一回評価し、また、各職種が共同して褥瘡改善に係る計画を作成した上で褥瘡管理を行った場合	1 日あたり 3 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、褥瘡が治癒したこと、又は発生のリスクがあるが発生がないこと。	1 日あたり 13 円
排せつ支援加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	排せつに介護を要する方に医師、看護師、その他職種のもものが共同して当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた計画の策定、また、継続した支援を実施した場合	1 月あたり 10 円 15 円 20 円
生活機能向上連携	外部のリハビリテーション事業所、	1 月あたり